

独立行政法人労働者健康福祉機構
平成18年度業績評価委員会報告書

平成19年2月2日

独立行政法人労働者健康福祉機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康福祉機構
業績評価委員会委員

清水 信三（航空連合会長）

萩原 克彦（自動車総連事務局長）

清川 浩男（三菱マテリアル株式会社常務取締役）

相川 貢（JFEスチール株式会社常務執行役員）

◎ 田中 滋（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授）

相澤 好治（北里大学医学部医学部長）

櫻井 治彦（中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長）

圓藤 吟史（大阪市立大学大学院教授）

◎ 委員長

はじめに

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」と言う。）における平成17年度業務実績及び平成18年度上期業務実績を評価するため、平成18年10月31日に業績評価委員会が開催された。

本報告書は、機構の業務について、本委員会における意見をまとめたものであり、本意見を基に、機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1 平成17年度業務実績及び平成18年度上期業務実績について

機構は、平成16年4月1日に厚生労働大臣から示された中期目標に基づき、被災労働者の療養の向上、労働者の健康の保持増進に関する事業として、労災病院、産業保健推進センター、労災リハビリテーション作業所等を運営するとともに、労働者の福祉の増進のため未払賃金立替払事業等を実施しており、主な取組は次のとおりである。

(1) 労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を果たす医療機関として、労災疾病に係るモデル医療等の研究開発、勤労者の過労死予防対策、地域医療機関に対する勤労者医療の支援などに取り組んでいる。

特に、平成17年度に社会問題化したアスベスト問題について、労災病院グループの蓄積された医学的知見を活用し、医療関係者への研究成果の普及促進、研修、並びに健康被災者への特殊健診、診断、治療に迅速かつ適確に取り組んでおり、その活動は平成18年度においてもアスベスト関連疾患分野を新設させての研究の推進、研修・講習活動の充実といった拡がりを見せている。

(2) 産業保健推進センターにおいては、産業保健関係者に対する研修や情報提供、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金等に関する周知活動及び支給手続きを実施しており、討議や実習を取り入れた実践的研修の実施など産業保健関係者に対する研修の質の向上、助成金制度に係る周知活動の強化等に取り組むとともに事業効果の把握・分析に向けた実態調査も実施している。

(3) 労災リハビリテーション作業所においては、在所者の自立能力の確立と社会復帰の支援に取り組んでおり、平成17年

度においては、在所者毎の社会復帰プログラムの充実や定期的カウンセリングの実施等に努め、社会復帰率は23.7%と前年度比1.6ポイント増となった。

また、入所者の減少等に対しては、外部の有識者からなる懇談会を設置し、その提言を踏まえ、平成19年度中の2所廃止の決定を行い、併せて存続する作業所における運営改善を引き続き強力に進めていくこととした。

- (4) 未払賃金立替払事業においては、立替払いの迅速化と代位取得した賃金債権の適切な管理・求償に取り組んでおり、平成17年度においては、受付から支払までの期間は前年度に比して0.5日短縮され29.6日となった。

2 平成19年度の運営方針の策定に向けて

機構から示された平成17年度業務実績及び平成18年度上期業務実績は、機構の設置目的に資するものであり、中期目標及び中期計画等に照らし合わせても適正に業務を実施していると考える。

今後は、機構の業務運営をより効率化し、国民に対するサービスの充実を図り、事業の一層の発展を目指して、以下の事項に留意して業務を実施することが望まれる。

(1) 適正な平均在院日数の設定

病院の経営基盤の健全化という課題を踏まえると、平均在院日数の短縮は医療の質、患者確保対策、業務濃度、人員確保等とのバランスを総合的に考慮して取り組む必要がある。

(2) 業績評価委員会の開催

業績評価委員会の開催について、当委員会の役割である前年度の業務実績に係る評価と次年度の運営方針に係る提言を各々タイムリーに審議するために当委員会の年2回開催を検討する必要がある。

(3) 収支相償へ向けての取組

中期目標の収支相償は、当初独法移行時の損益マイナス191億円の改善ということだったが、診療報酬改定といった影響力の大きい新たなマイナス要因も出てきており、非常に厳しい環境の中での取組になる。

収入確保・支出削減対策の取組などにより、平成20年度までに収支相償を達成するという目標に少しでも近づけるよう努力する必要がある。

(4) 日本職業・災害医学会への労災病院職員の積極的参加

日本職業・災害医学会は産業医学、勤労者医療の情報発信という意味で大きな役割を担っており、労災病院職員の更なる学会参加を期待する。

(5) 地域医療機関との機能分化の検討

医療の急性期化に伴い職員への負担増といった新たな問題の改善も必要になってくる。急性期という同じ枠組みの中でも、例えば呼吸器疾患の得意な病院、循環器疾患の得意な病院というように地域での役割分担を見極めながら医療の分業化を考えていく必要がある。

第5次医療法改正では、医療計画の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進及び患者等への医療に関する情報提供の推進が掲げられており、その中で義務づけられた医療機能情報公表制度における都道府県への報告については遺漏の無いように対応する必要があり、情報公開についても、その取組方によって病院間の格差が広がっていくことも予想されることから適切に対応する必要がある。

(6) 労災疾病等13分野研究への若手研究者の参加

13分野の研究について、様々な困難な状況にありながら努力しつつ成果をあげているが、研究者が限定されているという印象があるので、もっと若手研究者を参画させるなど研究者の層を厚くすることを考えていく必要がある。

(7) 各病院の実情を踏まえた施設別業務実績の給与への反映

施設別業務実績の給与への反映について、立地条件、設立目的など各病院にそれぞれの背景があるが、職員が不公平感を持たないような範囲での格差とするなど、各病院の実情を反映した制度としていく必要がある。

(8) ヒヤリハット提出励行の徹底

医療安全の推進のために、報告者に対して不利益が生じな

いよう配慮し、ヒヤリハット（インシデント）報告書の提出の励行について徹底していく必要がある。

(9) 機構ホームページの見直し

機構のホームページについて、例えば未払賃金立替払制度のページを探しにくいなど未だ改善すべき点があり、利用者が必要な情報を容易に得られるよう、再度、見直しを行うべきである。

最後に

これらの意見等を踏まえ、平成19年度運営方針の策定に資するとともに、運営方針に沿った効率的・効果的な業務の実施を通じて、国民のニーズにより良く応えていく組織として発展していくことを期待する。

平成18年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

平成19年2月16日

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下、「機構」という。）の平成17年度及び平成18年度上期業務実績に対し、外部有識者から構成する業績評価委員会の評価を実施し、平成19年度運営方針に向けた提言をいただきました。

業績評価委員会の評価結果については、同委員会から機構理事長あて提出された業績評価委員会報告書により報告されたところですが、機構においては、本報告書に基づき次のとおり業務の改善に反映いたします。

1 適正な平均在院日数の設定

業績評価委員会における評価

病院の経営基盤の健全化という課題を踏まえると、平均在院日数の短縮は医療の質、患者確保対策、業務濃度、人員確保等とのバランスを総合的に考慮して取り組む必要がある。

全ての病院が画一的に医療の急性期化に対応した性急な平均在院日数の短縮化を図るのではなく、医療の質の観点からエビデンスに基づいた医療の実施、医療安全の観点から人的資源、物的資源に応じた適切な医療の提供、医療の効率化の観点から医師、看護師等の業務分担の効率化等を各病院が検討した上で、クリニカルパスの内容を精査し、患者満足度、職員満足度の向上につながるような在院日数を設定する。さらに、患者への情報提供、同意を得た上でクリニカルパスの適用拡大を図っていくことにより、効率的な病床利用を目指すこととする。

2 業績評価委員会の開催

業績評価委員会における評価

業績評価委員会の開催について、当委員会の役割である前年度の業務実績に係る評価と次年度の運営方針に係る提言を各々タイムリーに審議するために当委員会の年2回開催を検討する必要がある。

業績評価委員会については、業績評価委員会規程に基づき原則年1回の開催としてきたところであるが、今般の指摘を踏まえ、前年度の業務実績に関する評価を行う委員会と次年度の運営方針に関して必要な意見の提言を行う委員会をそれぞれ開催することとし、平成19年度からは、業績評価委員会の開催を原則年2回とする。

3 収支相償に向けての取組

業績評価委員会における評価

中期目標の収支相償は、当初独法移行時の損益マイナス191億円の改善ということだったが、診療報酬改定といった影響力の大きい新たなマイナス要因も出てきており、非常に厳しい環境の中での取組になる。

収入確保・支出削減対策の取組などにより、平成20年度までに収支相償を達成するという目標に少しでも近づけるよう努力する必要がある。

労災病院が、今後も医療水準を維持発展させ、高度・専門的医療を提供するためには、経営基盤の確立が必須である。平成18年度の診療報酬の大幅なマイナス改定という医療を取り巻く厳しい情勢の下、効率的かつ質の高い医療を提供する体制の確立が必要である。

そのためには、医療の急性期化が一段と進む中、平均在院日数短縮に伴う病床稼働率の低下に対し、病診連携等の強化により新入院患者の確保に努めるとともに、診療報酬改定に即した新たな施設基準の取得等により診療単価のアップを図り対応していく。

また、引き続き業務委託化の推進等による人件費の抑制、薬品の同種同効品の整理、後発医薬品の採用、医療材料のSPD一括供給方式導入病院及び対象品目の拡充による医療諸費の縮減等更なる支出節減に取り組んでいく。

一方、本部においても、医療機器の共同購入等更なる経費削減の方策を検討するとともに、各労災病院の運営計画の進捗状況を把握し、これに基づく経営指導・支援を行う。特に、経営改善病院に対しては、経営改善計画のために重点的に継続的なフォローアップと指導を実施していく。

さらに、前年度に比べ収支状況の悪化している病院に対しては、役員又は本部職員が病院へ出向いて収支改善についての個別指導を行うとともに、事務局長を本部に呼んで協議を行っていくこととしている。

これら諸々の取組により、平成20年度までの経営目標の達成に努めることとしている。

4 日本職業・災害医学会への労災病院職員の積極的参加

業績評価委員会における評価

日本職業・災害医学会は産業医学、勤労者医療の情報発信という意味で大きな役割を担っており、労災病院職員の更なる学会参加を期待する。

労災疾病等13分野研究における成果の発表をはじめ労災病院群がこれまで研究、蓄積してきた勤労者医療に係る知見、技術を効果的に情報発信するうえで、日本職業・災害医学会を利用しての発表は、中期目標・中期計画に掲げ、機構としても重視しているところであり、今後、学会参加についても勧奨を行っていく。

5 地域医療機関との機能分化の検討

業績評価委員会における評価

医療の急性期化に伴い職員への負担増といった新たな問題の改善も必要になってくる。急性期という同じ枠組みの中でも、例えば呼吸器疾患の得意な病院、循環器疾患の得意な病院というように地域での役割分担を見極めながら医療の分業化を考えていく必要がある。

第5次医療法改正では、医療計画の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進及び患者等への医療に関する情報提供の推進が掲げられており、その中で義務づけられた医療機能情報公表制度における都道府県への報告については遗漏の無いように対応する必要があり、情報公開についても、その取組方によって病院間の格差が広がっていくことも予想されることから適切に対応する必要がある。

医療需要調査を実施し、自院の担うべき役割を明確化し、地域医療の充実、発展に貢献していく。具体的には、病診・病病医療連携を推進するため、高額医療機器の共同利用、院内診療科部長等による症例検討会、公開講座等の開催のほか、開放病床による共同診療など地域全体の医療水準の平準化、向上に寄与するための諸施策を講じることとする。

また、勤労者医療を政策理念とする機構として、総合医療センターに設置した地域医療連携室を中心に地域の予防医療活動、労災疾病関連のモデル医療の普及に努める。

第5次医療法改正に盛り込まれた医療機能情報公表制度で義務づけられた医療機能情報の都道府県への報告については、適正な地域医療計画の作成と医療機能の分化・連携に資するため情報提供に遗漏のないよう、また、病院における適切な情報公開のあり方についても本部から指導していくこととする。

6 労災疾病等13分野研究への若手研究者の参加

業績評価委員会における評価

13分野の研究について、様々な困難な状況にありながら努力しつつ成果をあげているが、研究者が限定されているという印象があるので、もっと若手研究者を参画させるなど研究者の層を厚くすることを考えいく必要がある。

労災疾病等13分野の研究・開発、普及事業の開始時における研究者の人選に当たっては、労災病院グループの医師等の中から、各研究分野に関する知見や経験等はもとより十分な管理能力を有しリーダーシップを発揮できる者を主任研究者に選任するとともに、当該主任研究者の意向等も踏まえ診療科部長を中心として研究への協力が確実に期待できる医師等を分担研究者あるいは共同研究者として選任する等、研究事業に円滑に着手する観点から研究体制の確保に主眼を置いて人選を行ったところである。

平成19年度においては、次期中期目標期間に向けて新たな研究体制の検討を開始する必要があることから、研究事業の一層のステップアップ及び研究事業の将来を担う医師等の育成等を図ることを念頭に置いて、本部においては、病院の幹部職員の理解を求めること等により若手医師が研究事業に参画しやすい環境づくりに努めていくこととする。

7 各病院の実情を踏まえた施設別業務実績の給与への反映

業績評価委員会における評価

施設別業務実績の給与への反映について、立地条件、設立目的など各病院にそれぞれの背景があるが、職員が不公平感を持たないような範囲での格差とするなど、各病院の実情を反映した制度としていく必要がある。

施設別業務実績を給与に反映させることは、厚生労働省独立行政法人評価員会

による当機構の平成16年度業務実績の評価結果において、「施設の業績等を反映した形での人事・給与制度を構築していくことが必要である」とされたことを受けて、現行制度の範囲内で施設業績を反映させるのに最も適していると思われる勤勉手当に本制度を導入することを決めたものである。

また、導入に当たっては、客観的指標である収支率を利用した係数を勤勉手当に乘じる制度としており、各職員の経営努力により病院の収支が改善し、賞与が増加するというインセンティブが働くよう、また、病院の収支悪化により手当額がダウンする場合にあっても、多額の変動とならないよう期末勤勉手当のうち勤勉手当0.7月分だけに係数を乗じる仕組みとし、不公平感のないよう配慮している。

8 ヒヤリハット提出励行の徹底

業績評価委員会における評価

医療安全の推進のために、報告者に対して不利益が生じないよう配慮し、ヒヤリハット（インシデント）報告書の提出の励行について徹底していく必要がある。

インシデント事例報告書の提出は全病院無記名方式で実施し、報告者に対して不利益が生じないように配慮しており、その上で収集したインシデント事例の分析に基づき改善策を構築・周知し、インシデント報告の重要性の認識と提出の励行を図っているところである。

今後も、全病院において、全職員を対象にした医療安全のための研修会等を実施し、さらに医療安全対策の知識の向上と意識の定着の推進を図っていくこととしている。

9 機構ホームページの見直し

業績評価委員会における評価

機構のホームページについて、例えば未払賃金立替払制度のページを探しにくいなど未だ改善すべき点があり、利用者が必要な情報を容易に得られるよう、再度、見直しを行うべきである。

ホームページについては、利用者のご意見などを取り入れながら隨時改善を行っているところであるが、利用者が必要な情報を容易に得られるようホームページの入口であるトップページの構成等について検討し、改善することとする。